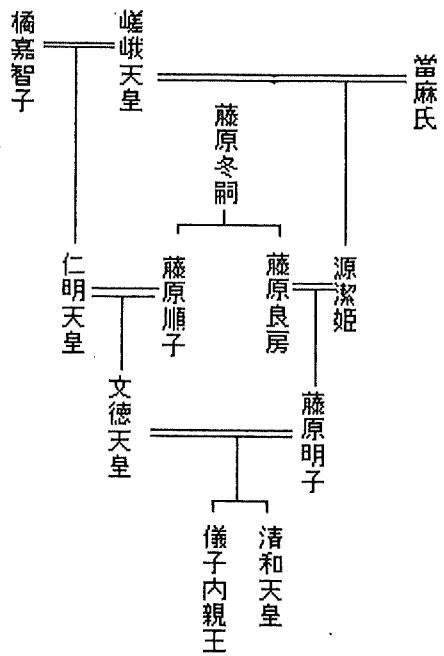


皇女総覧(二十二) — 儀子内親王(文徳天皇皇女) —

皇女研究会

儀子内親王の生母は太政大臣藤原良房女、藤原明子である。したがって、清和天皇と同母の姉妹ということになる。

【略系図】



儀子内親王は、貞観元(八五九)年十月に賀茂斎院に卜定された。前年八月に父文徳天皇が崩御し、清和天皇が踐祚したことによる。清和天皇はわずか九歳であったため、皇子女はなく、先帝文徳天皇の内親王のなかから卜定は必然的なものであった。

五日丁亥。卜定恬子内親王為伊勢斎。儀子内親王為賀茂斎。

『三代実録』貞観元(八五九)年十月五日条

同日に卜定された伊勢斎宮は、同じ文徳天皇の内親王で紀静子所生の恬子内親王であった。文徳天皇には全部で九名の内親王がいる。

儀子内親王(藤原明子所生)

晏子内親王・慧子内親王(藤原列子所生)

礼子(掲子)内親王 (藤原今子所生)

濃子内親王・勝子内親王 (滋野奥子所生)

恬子内親王・述子内親王・珍子内親王 (紀静子所生)

このうち、晏子内親王は父文徳天皇の御世の齋宮として任を果たし、慧子内親王は同じく文徳朝の賀茂齋院として卜定された。しかし七年で退出し、そのかわりに紀静子所生の述子内親王が卜定されている。藤原今子所生の礼子(掲子)内親王は、後の陽成天皇のときに伊勢齋宮に卜定されている。残る滋野奥子所生の濃子・勝子内親王、紀静子所生の恬子・珍子内親王そして儀子内親王のうちから、恬子内親王と儀子内親王が選ばれたのであった。

儀子内親王は、『一代要記』清和天皇の項に「文徳五女」と記されるが、諸々の史料には筆頭に記される。これは、生母明子が、嵯峨天皇の孫であるという血筋の高さや、清和天皇と同母であること、外祖父良房が人臣初の太政大臣であったことなどによるものと考えられる。儀子内親王の生母藤原明子は、父良房の政治力、母潔姫の血筋の高貴さという点で、女御であったとはいえない。

文徳後宮での地位は他に並ぶものがなかった。明子は貞

観十年(八六八)の四十賀、元慶二年(八七八)の五十賀から逆算すると、天長六年(八二九)に誕生したことになる。文徳天皇より二歳年下になる。したがって、まだ道康親王であった文徳天皇が承和九年(八四二)二月に元服した際、それほど日をおかずに入侍したと考えるのが順当であろう。嵯峨上皇は当時存命中であり、孫である明子が入侍するにあたって、考えられる障害はない。道康親王の元服から五ヶ月後、嵯峨天皇が崩御する。その直後の承和の変において、恒貞親王を廃坊するやただちに道康親王が立坊するという状況からいって、良房が道康親王を推していたことは疑いがなく、明子の入侍が遅れるとは考え難い。ただし、そのときに道康親王のもとには紀静子をはじめ幾人かの女性がいたこともまた事実である。

その中でも特に、紀静子は『菅家文章』「為弾正尹親王先妣紀氏修功德願文」に「弟子先妣紀氏(静子)、初笄之後、入侍先宮。」と記されており、第一皇子惟喬親王、第二皇子惟条親王の二人を明子に先立って産んでい

る。滋野奥子も文徳天皇の第三皇子惟彦親王を生み、『文徳天皇実録』仁寿二年(八五二)二月八日の条には「奥子頗有風儀。闕訓克脩。爲天皇所幸。生惟彦親王。濃子内親王。勝子内親王。」と記される。明子の産んだ惟仁親王はこれらの皇子につづく第四皇子であった。明子は後宮において、重んじられたにせよ、文徳天皇の寵愛をめぐる激しい競争の中にいたのである。良房が三人の皇子を抑えて、わずか生後九ヶ月の外孫惟仁親王を立坊させたのは、それなりの厳しい状況における政治的判断であったと考えられる。明子はまた気鬱の病であったとされ、『今昔物語』『宇治拾遺物語』などに明子が物の怪に悩まされていたこととともに、怪聞が記される。そうした事が、取り沙汰されたということは、明子の後宮生活が決して安穩なものではなかったことを示唆している。

さて、儀子内親王の誕生はいつ頃であろうか。『一代要記』清和天皇の項に「文徳五女」と記されている。『一代要記』は、文徳天皇の項において、晏子内親王を「帝一女」とし、恵子(慧子)内親王を「帝四女」、述子内

親王を「帝五女」としている。つまり同じ史料内で文徳

天皇の「五女」が重複して記載されているのである。これが、一つの手がかりになると考えられる。晏子内親王や慧子内親王が文徳朝における齋王となっていることから考えると、儀子内親王よりも年長であって不思議はない。述子内親王との順位の重複から、儀子内親王は述子内親王とほぼ同年代ではないかと推定される。述子内親王は先の考察において、その誕生を、斉衡元年(八五四)頃と推定した。この付近で、儀子内親王誕生を示していると考えられるのが、明子の叙位の記録である。この前年、仁寿三年(八五三)一月八日、明子は正四位下から従三位になっている。これを皇女誕生のごとすれば、儀子内親王は仁寿二年(八五二)の暮れ頃に誕生したのではないかと考えられるのである。そうすると、清和天皇の三歳年下の妹ということになる。この推定によれば、齋院卜定時、六歳になり、初代有智子内親王が四歳で卜定されたことを考えると、妥当な年齢といえる。今一つの手がかりは、儀子内親王の初笄の記事である。貞観十一年(八六九)二月九日の条に「賀茂齋儀子内親

王始筭」とある。初筭が十四歳位という一般の説から逆算すれば、斉衡三年（八五六）生まれ、齋院卜定時に四歳となる。したがって八五二年から八五六年の間誕生していると考えて良さそうである。なお儀子内親王の初筭の記事は貞観十八年（八七六）にもあるが、これはあまりにも遅すぎ、『増補六国史』の頭注にも衍文との指摘がされている。

儀子内親王は貞観元（八五九）年十月五日に賀茂齋院に卜定された後、十七年間その任を務め、貞観十八（八七六）五月二十三日に病によって紫野の齋院を退出した。先に推定した八五二年誕生とすれば、八歳から二十五歳までを齋院として過ごしたことになる。貞観十一（八六九）年二月九日に始筭、二日後の十一日に无品から三品となった。齋院を退出した後、貞観十九（八七七）一月九日には二品、元慶三（八七九）閏十月五日に薨去した時は一品であった。文徳天皇の他の内親王はすべて无品である中で、儀子内親王の叙品はあまりにも突出している。齋王を務めたからというのではないことは、他の齋王経験者がまったく叙品していないことからいっても

明らかである。最初に无品から三品になった貞観十一（八六九）二月前後の『三代実録』の記述を少し詳しく追うと、まず、前年十二月十六日に清和天皇女御、藤原高子が貞明親王（後の陽成天皇）を産んだ。

十六日乙亥。地震。（中略）是夜夜分、正五位下藤原朝臣諱（皇太后）誕皇子諱（太上天皇）

そして年明けて二月、この生まれて三ヶ月足らずの貞明親王が皇太子となった⁴。父清和天皇は生後九ヶ月で皇太子となったが、それを凌ぐ幼さである。九日に儀子内親王の始筭の記事があり、続く十一日に

十一日己亥。先是。皇太子誕於太政大臣東京染殿第。是日移入東宮。」詔授无品儀子内親王三品。

とある。前年に誕生の記事があるにもかかわらず、再び皇太子が良房の染殿第で誕生したことを記し、そこから

東宮に移ったこと、および儀子内親王の叙品を記すのである。このことから、儀子内親王の叙品は、清和・貞明

従五位下行主殿権助藤原朝臣水谷為齋院長官 『三代実録』

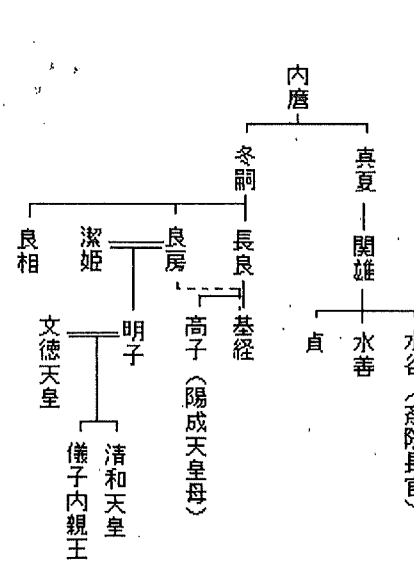
（陽成）という皇統に、一層の権威を付加する意図があったのではないかと考えられる。清和天皇が三人の兄を越えて至尊の地位についたように、同母妹の儀子内親王も文徳天皇の内親王の中で、最も高貴な内親王と、意識して位置づけられたのではないだろうか。

このことは、儀子内親王が齋院に卜定され、鴨川で禊を行った場所からも窺われる。そこは待賢門の末の鴨川のほとりであった。同日に禊した伊勢齋宮恬子内親王は六条坊門末の鴨川のほとりであった。六条坊門の末というのは、対岸はすでに鳥部野と呼ばれる地域である。このように同日に上流と下流で行われた禊は、どちらの内親王がより上位にあるかをいやが上にも人々に印象づけたことであろう。

儀子内親王が賀茂齋院となった時の齋院長官は、最初は藤原水谷である。

貞観三（八六一）年二月十六日条

藤原水谷は『尊卑分脈』によると、藤原北家、内麿の曾孫に当たる。父は真夏の子、関雄である。関雄も仁寿二（八五二）慧子内親王の齋院長官を務めている。



貞観三（八六一）年四月、儀子内親王は賀茂川で禊ぎをした後、紫野の齋院にはいった。このとき近衛大将であ

った源定が取り仕切った。定は儀子内親王の外祖母源潔姫異母兄弟にあたる嵯峨一世源氏である。⁵

貞観三(八六一)年四月十二日条

是日。便入紫野齋院。勅大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定監禊事。『三代実録』

二人目の長官は藤原忠主である。前任の藤原水谷は安芸権守になった。最終官は「皇太后宮亮侍従」であった。

貞観八(八六六)年正月二十三日

從五位下行太皇太后宮少進兼齋院藤原朝臣忠主為齋院長官。『三代実録』

忠主は『尊卑文脈』によれば、藤原南家武智麻呂の曾孫伊勢雄の子である。貞観九(八六七)年二月十一日に忠主は齋院長官を兼務したまま、皇太后宮大進に昇進した。貞観十(八六八)年十二月九日には、從五位下から從五位上となっている。この七日後に貞明親王(陽成天皇)

が誕生している。忠主の最終位は從四位上丹後守であった。⁷

貞観十六(八七四)年四月十九日の丑刻―真夜中の二時頃―淳和院が火事になり淳和太皇太后(正子内親王)が松院に避難した。翌二十日は「雷電暴雨」であった。二十一日には賀茂祭が行われたが先の淳和院の火事の穢れにあった者が齋院に入ったために祭事が停止されている。

貞観十八(八七六)五月二十三日、儀子内親王は病により退出。その後は母皇太后のいる染殿に居住した。十月には「儀子内親王称病加劇」と記されている。十一月に同じ染殿内で、清和天皇は九歳の貞明親王に譲位し、陽成天皇の御代となった。三年後の元慶三(八七九)年閏十月五日、儀子内親王薨去。八五二年生まれであったとしたら二十八歳であった。生母明子に先立つ死である。明子の悲しみがいかばかりであったか、それは史書には一切記されない。

儀子内親王の生涯は、外祖父良房が着々と藤原北家の地位を固めた時期と重なっている。その後を引き継いだ

基経が摂政となったのが元慶元(八七七)年、基経による陽成天皇の廃位が元慶八(八八四)である。従って、儀子内親王は、それを知ることなく薨去したことになる。文徳天皇の最も高貴な内親王として、これまでにない一品という品位を得、完璧なまでに外部から守られていた内親王ということが出来る。生前は言うまでもなく亡くなった後も、醜聞・艶聞等の記述は一切ない。異母姉妹である恬子内親王が後世、在原業平との噂を立てられ、文学にその名を留めたのとは全く対照的であった。

(一文字 昭子)

1 慧子内親王の卜定は嘉祥三(八五〇)年七月九日、退出は七年後の天安元(八五七)年二月二十八日である。『古今和歌集』八八五番歌の詞書きには「田むらのみかどの御時に、齋院に侍りけるあきらけいこのみこを母あやまちありといひて、齋院をかへられんとしけるを、そのことやみにければよめる」とある。

『文徳実録』天安元年二月二十八日条には「廢鴨齋内親王恵子。更立无品述子内親王為齋内親王。遣右大臣藤原朝臣良相於神社告事由。其事秘者。世無知之也。」と書かれている。

2 『三代実録』貞観九(八六七)七月十二日条「于時皇太后御體乖和。屈請壹演。令侍看病。默念所感。醫藥停方。」とある。

3 「瞿麦」十八号「皇女総覧二十一―恬子内親王・述子内親王・珍子内親王(文徳天皇皇女)―」

4 貞観十年は、閏十二月がある。

5 源定の生母は百濟氏である。

6 『尊卑分脈』による。

7 『尊卑分脈』による。

史料文頭の数字は西暦、() は筆者、() 割注

先に記述した史料の本文を掲載してある。

【儀子内親王】母、藤原明子／同母兄妹、清和天皇／最終位、一品

『帝王編年記』

(文徳天皇の項) 皇女 儀子内親王(一品貞観元年為賀茂齋同十八年依病退之天慶三年閏十月五日薨。『一代要記』

(文徳天皇皇女) 儀子内親王(一品齋院。母同清和) 頭注(イ) 三代実録、元慶三年閏六月五日、一品儀子内親王薨。

(清和天皇の項) 齋院 儀子内親王(文徳五女貞観元年卜定同十八年五月二十三日依病退之。『一代要記』

『本朝皇胤紹運録』

『賀茂齋院記』第三女

(文徳天皇の項) 皇女 儀子内親王

『皇代記』(群書類従)

859(貞観元年十月)五日丁亥。卜定恬子内親王為伊勢齋。儀子内親王為賀茂齋。

(文徳天皇の項) 皇女 儀子内親王(母同清和賀茂齋院

『三代実録』

『帝王編年記』

(清和天皇の項) 齋院儀子内親王(同第一皇女)※「同」は「文徳」の意。

859(貞観元年十二月)廿五日丙午。伊勢齋恬子内親王。於鴨水邊六條坊門末修禊。賀茂齋儀子内親王。於同水邊待賢門末修禊。並入初齋院。

『三代実録』

868(貞観十年十月)廿七日丁亥。賀茂齋儀子内親王。獻物皇太后於常寧殿。奉賀皇太后滿冊之算也。賜親王以下祿。』是夜。地震。

『三代実録』

869(貞観十一年二月)九日丁酉。釋奠如常。』延五十僧於東宮。轉讀大般若經。依皇太子欲入故鎮之。』是日。賀茂齋儀子内親王始筭。

『三代実録』

869(貞観十一年二月)十一日己亥。先是。皇太子誕於太政大臣東京染殿第。是日移入東宮。』詔授无品儀子内親王二品。

『三代実録』

876(貞観十八年二月)丁巳九日。停釋奠之礼。』賀茂齋儀子内親王始筭。『三代実録』

876(貞観十八年五月)己亥廿三日。屈六十僧於紫宸殿。限以三日。轉讀大般若經。設僧房於承明門東西廊。以八省院廊為燼也。』賀茂齋儀子内親王依病出紫野齋院。移居皇太后宮染殿宮。『三代実録』

876(貞観十八年十月)五日戊申。賀茂齋儀子内親王稱病加劇。修狀請停齋。詞旨懇切。詔許之。遣參議正四位下行勘解由長官兼式部大甫近江守菅原朝臣是善向社頭申謝事由。齋院司休官各歸家。』▼是日。分遣使者於五畿七道諸國。班幣境内諸神。以下筮告可有兵火也。告文曰。天皇(我) 詔旨(止)。畿内畿外(乃) 諸名神(乃) 廣前(尔) 申給(久止) 申(久)。去四月十日(尔)。八省院(乃) 大極殿(尔) 火事在(天)。東西兩樓并廊百餘間(時(尔) 燒盡(太利)。因(天) 令卜求(尔)。今亦火兵事等可在(止) 卜申(世利)。其後(尔) 城外(尔) 處々(尔) 着火(无止世留) 事在(介利)。如是(岐) 平波(尔) 皇神漢(乃) 厚護(尔) 依(天) 防拂(部之止)

念行〈天〉。禱申給〈布〉事〈乎〉。天神地祇平〈久〉聞食〈天〉。若惡人〈乃〉國家〈乎〉亡〈止〉。謀〈留〉事〈奈良波〉。皇神達早顯出給〈部〉。若天火〈奈良波〉。

如是〈乎〉未然之外〈尔〉拂却給〈部〉。此状〈乎〉爲令申〈尔〉。差使〈天〉奉出〈須〉。皇神達此状〈乎〉平〈久〉聞食〈天〉。自今以後〈波〉。諸種々皆悉銷拂給〈天〉。天皇〈乃〉御體〈乎〉。常磐堅磐〈尔〉護給幸給〈比〉。風水〈乃〉不起。天下平安〈尔〉五穀豐登〈之〉給〈部止〉申給〈久止〉申。

『三代実録』

877(元慶元年正月)辛巳九日。授三品儀子内親王二品。無品親子内親王四品。〈十四人〉。无位簡子女王。廉子女王並從四位下。二人奉仕御帳之事也。』右大臣基經抗表。請罷大將職言〈云々〉。伏望補武弁於蘭臺。專愚忠於槐署。今上遣大納言南淵朝臣年名。此表。奉太上天皇。太上天皇勅曰。表請之旨。理合容聽。當國重任。攝行万機。不可煩之以一職。但君子武。腰底忽空。願特賜帶劔。嚴其儀形。仍金銀裝寶劔一寄年名還奉之。今上即日以劔賜

大臣。

『三代実録』

877(元慶元年二月)丙寅廿四日。遣使於賀茂神社奉幣。告以定齋内親王。告文曰。天皇〈我〉詔旨〈止〉掛畏〈岐賀茂大神〉乃廣前〈尔〉申賜〈倍止〉申。忝以拙劣〈天〉天日嗣〈乎〉受賜〈利〉。恐〈美〉懼〈利〉大坐〈須〉。皇大神〈乃〉厚護〈尔〉依〈天〉。天皇朝廷〈波〉平〈久〉無事〈久〉有〈倍之〉。自今以後〈毛〉助賜〈比〉明護賜〈牟尔〉依〈天之〉。食國〈乃〉天下〈波〉愈益〈尔〉平〈久〉可有〈岐〉。又前〈尔〉侍〈之〉儀子内親王〈波〉身〈乃〉安〈美〉重〈岐尔〉依〈天〉。太上天皇〈乃〉御時〈尔〉令退出〈天岐〉。今新〈尔〉嗣位〈天波〉相替〈天〉可令奉仕〈岐〉物〈奈利止〉爲〈天奈毛〉。敦子内親王〈乎〉卜定〈天〉阿礼乎度女〈尔〉進状〈乎〉。參議刑部卿正四位下兼行勘解由長官近江守菅原朝臣是善〈乎〉差使〈天〉。宇豆〈乃〉大幣〈乎〉令捧持〈天〉進〈良久乎〉。恐〈美〉恐〈美毛〉申賜〈波久止〉申。

『三代実録』

879(元慶三年閏十月)五日辛卯。勅。以山城国乙訓郡公田五町、爲元慶寺田。而四段三百十六步返入石作寺。今以宇治郡官田四段三百十六步、施入元慶寺。』一品儀子内親王薨〈云々〉。天皇不視事三日。太上皇同産之妹也。

『三代実録』

880(元慶四年三月)廿七日庚辰。免除故一品儀子内親王家借大藏省絹一百卅疋・調布五百端。』以大和国城上郡宗像神預於官社。坐太政大臣(冬嗣)東一条第。又坐筑前国宗像郡。皆是同神別社也。』伊勢大神宮始置歌長一人、預勘籍例。

『三代実録』